

国民投票法改正を初審議

憲法審与党、衆院採決を採る

衆院憲法審査会は26日、憲法改正国民投票法改正案の審査を行った。法案提出から約2年半が経過する中で、実質審査を行うのは初めて。日本維新の会が採決を求める動議を提出したが採決には至らず、12月5日の会期末までの成立は困難となった。与党側は来年の通常国会での成立を確実にするため、衆院での採決の可能性を探っている。

「(改正案の内容の)趣旨説明を聴取してから2年半、(憲法審の)幹事懇談会のメンバーが採決に合意してから1年半。本日質疑できることを歓迎したい。質疑のトップバッターとなった自民党の新藤義孝・与党筆頭幹事は、待ち望んだ審議の進展への喜びをかみ

しめるように語った。

改正案は、国民投票法の成立後に改正された公職選挙法に内容をそろえるもので、駅や商業施設への共通投票所の設置、洋上投票の対象拡大など7項目。2018年6月に自民、公明の与党と維新などが共同提出し、同7月には趣旨説明が

行われた。だが、野党が「安倍政権下での改憲に反対」との姿勢から慎重な対応を続け、7回にわたって継続審議となり、「8国会」をまたぐ法案となっている。質疑では新藤氏のほか、公明の大口善徳氏も改正案

の速やかな採決を主張。自民、公明、維新の答弁者がこれに同調した。一方、立憲民主党の奥野総一郎氏は、CM規制やインターネット広告規制、外国人寄付禁止などの課題を取り上げ、「7項目だけでなく抜本改正が必要」と指摘。改正案との並行審議を求めた。審査の際には、維新の馬場伸幸氏は質疑の「終局」と採決を求める動議を提出。採決すれば人数で圧倒する与党と維新の賛成で可決される。しかし、事前調

整のない突然の行動だったため、新藤氏と立憲の山花郁夫・野党筆頭幹事が議場内で話し合い、与野党が日程を協議する憲法審の「幹事会」で取り扱いを検討することで引き取った。

その後の協議では、与党側が、採決に反対する立憲などの野党に配慮。動議の扱いの結論を出さなかった。ただ、早期採決を求めてきた与党側にとって動議の扱いを間違えれば自己矛盾が生じることになる。自民党内からは「あのまま採決してしまえば良かったのに」(閣僚経験者)との声も漏れた。

与党内では、来年の通常国会に向けて少しでも状況を進展させるため、審査会の質疑を終局させる案や委員会採決まで行う案などが浮上している。「遠藤修平、飼手勇介、水脇友輔」

国民投票法改正案の経過

※2018年6月に自民、公明、日本維新の会などが共同提出

①	第196通常国会 (2018年1～7月)
②	第197臨時国会 (18年10～12月)
③	第198通常国会 (19年1～6月)
④	第199臨時国会 (19年8月)
⑤	第200臨時国会 (19年10～12月)
⑥	第201通常国会 (20年1～6月)
⑦	第202臨時国会 (20年9月)
⑧	第203臨時国会 (20年10月～) ※11月に初めて審査を実施